

## 第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第67条 第49条の規定によって団体乗車券を発売する場合は次に定めるところによって普旅客運賃の割引を行う。

種別	普通団体	学生団体	
		中学校	その他の学校
8人以上	10%	30%	20%
51人以上	20%	40%	30%
101人以上	30%	50%	40%

2. 前項の規定による他、次に定める人員に対しては、旅客運賃を収受しない。

(1) 団体旅客が30人以上50人までの時は、内1人。

(2) 団体旅客が51人以上100人までは2人、101人以上50人まで増すごとに1人を加えたものを無賃とする。

(団体旅客運賃の計算方)

第68条 第49条の規定によって団体乗車券を発売する場合の、団体旅客運賃の計算方を、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引き、計算上生じた端数は10円単位で切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児通旅客運賃から割引額を差し引き計算上生じた端数は、10円単位に切り上げこれに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとす。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第69条 第53条の規定による条件をもって運送の引受けした団体旅客の実際乗車人員(第67条第2項に該当する人員を含む)が責任人員の満たさない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとし、団体旅客運賃を収受する。

2. 前項の場合の人員は大人1人を小児2人に、また小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる)して、不足人員から差し引いて計算する。

3. 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過した時は、その超過人員を加えて計算する。

(貸切旅客運賃の計算方)

第69条の2 旅客車を貸切扱いとする場合は、1両につき発着区間(片道または往復)の大人普通旅客運賃に35人分を乗じた額とする。ただし60人を超えた場合は、超えた人員に対して団体の計算方を適用し、合わせて収受する。

尚、計算上生じた、1,000円未満の額は切り捨てる。

(貸切旅客運賃の最低額)

第69条の3 旅客車を貸切扱いとした場合の最低額は、20キロメートル分の大人普通旅客運賃に35人を乗じた額とする。